

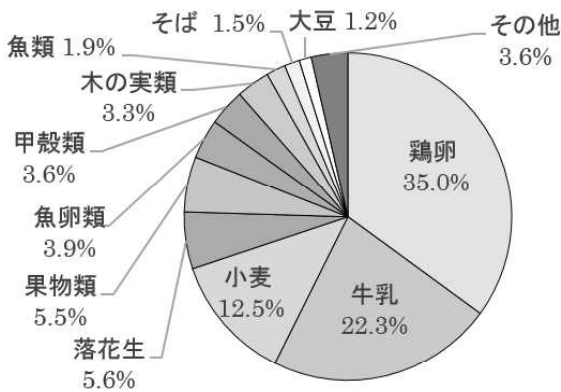
アレルギーを含む食品の検査について

食品薬品部

食物アレルギーとは、食事をした際、食物に含まれる原因物質(アレルゲン:主としてたんぱく質)を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことです。

主な症状は、軽い場合、かゆみ、じんましん、唇やまぶたの腫れ、おう吐などですが、重い場合は血圧低下、呼吸困難又は意識障害等を起こすこともあります。

食物アレルギーの原因食物は、鶏卵が最も多く、以下、牛乳、小麦となっています。



食物アレルギーの原因食物

出典「食物アレルギーに関する食品表示に関する調査研究事業報告書(平成27年度)」

食物アレルギーによる健康危害の発生を防ぐため、過去の健康危害の程度や頻度を考慮し、次の7品目(特定原材料)を含む加工食品は、食品表示法に基づき、含まれていることがわかる表示をすることが義務付けられています。

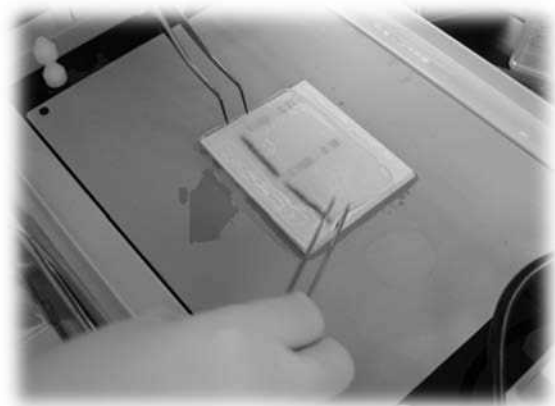
表示義務がある特定原材料(7品目)

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生



そこで、保健環境センターでは、主に県内で製造された加工食品を対象に、アレルギーの検査を実施し、表示が正しいか、表示にない特定原材料が混入していないかどうかを検査しています。

特定のたんぱく質の量を抗原抗体反応により測定する「ELISA法」でスクリーニング検査を行い、その後必要に応じて、遺伝子を検出する「PCR法」や卵、乳の特異的なたんぱく質を検出する「ウエスタンブロット法」で確認をしています。



ウエスタンブロット法による検査の様子

検査の結果、表示にない特定原材料が検出された場合は、管轄の保健所(健康福祉センター)が製造所等を速やかに調査・指導し、県民の食の安全・安心を確保しています。

栃木県保健環境センターは、保健と環境に関する調査研究、試験検査、技術的支援及び情報提供を行っています。詳しくは、ホームページを御覧ください。

<保健環境センターHP>



大気中の汚染物質の測定方法

～試料採取編～ 大気環境部

保健環境センター大気環境部では、毎月1回、大気中の汚染物質を測定しています。

大気中に存在する汚染物質は多種多様で、かつその量も微量なため、それぞれの物質に合った採取方法や分析方法が環境省のマニュアルに定められており、それにしたがって実施しています。

今回は、試料採取方法について御紹介します。

試料採取方法は大きく分けて以下の3つがあります。

- 1: 容器に採取
- 2: ろ紙に採取
- 3: 捕集管に採取

次に、それぞれの試料採取方法について説明します。

1: 容器に採取

これは、キャニスターという金属製の容器に直接大気を採取するものです。あらかじめキャニスター内を減圧しておき、流量を一定に調節しながら採取します。

この方法で採取した大気からは、クロロホルムやベンゼン等、揮発性有機化合物 11 種の測定を行っています。

2: ろ紙に採取

これは、大気をポンプで吸引し、大気中の「ちり」などをろ紙上に捕集するものです。捕集された「ちり」などから目的成分を抽出し、分析を行います。

この方法で採取した大気からは、ニッケルやヒ素等、重金属5種とベンゾ[a]ピレンの測定を行っています。

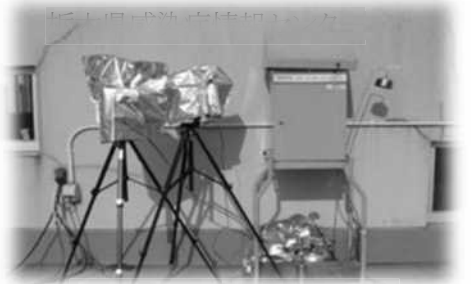
3: 捕集管に採取

これは、ある特定の物質のみを捕集することのできる薬剤を充填した管に、大気を吸引し、目的成分を捕集するものです。

この方法で採取した大気からは、酸化エチレン、水銀、アセトアルデヒド及びホルムアルデヒドの測定を行っています。

1～3の採取方法ともに、1回につき 24 時間の採取を行っています。

測定結果については、栃木県保健環境センターのホームページに掲載しておりますので、御覧ください。



試料採取全景

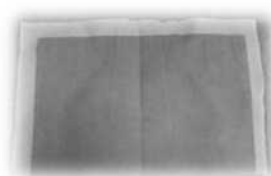
保健環境センター 公開デー2018

7月7日(土)に、保健環境センターを一般公開する「保健環境センター公開デー2018」を開催しました。

423名の方にご来場いただき、ありがとうございました！



キャニスター



採取後のろ紙



捕集管: 右から酸化エチレン用、水銀用、アルデヒド類用

発行

栃木県保健環境センター

〒329-1196

栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13

Tel: 028-673-9070

Fax: 028-673-9071

E-mail: infovo@thec.pref.tochigi.lg.jp

<http://www.thec.pref.tochigi.lg.jp>